

平成26年（2014年）6月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成26年6月9日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成26年6月9日（月）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

（遅刻議員）

18番 北村博司

不応招議員

10番 東 篤布

120地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	玉津 裕一	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地 俊文
水道課長	久保建作	海山総合支所長	上村 康二
教育 長	安部正美	学校教育課長	玉津 武幸
生涯学習課長	宮原俊也	監査委員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本 真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

6番 入江 康仁 7番 家崎 仁行

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前9時30分)

中本衛議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名でありまして、定足数に達しております。

なお、10番 東篤布君から所用のため、欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

また、18番 北村博司君から所用のため、遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

中本衛議長

それでは、ただいまから平成26年6月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会においては、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を事務局長に朗読させます。

谷議会事務局長。

谷吉希議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程を朗読いたします。

平成26年6月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、6月9日、月曜日、9時30分、本会議、開会、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。議案上程、説明、質疑、委員会付託。一般質問の受付締め切りが午後5時までとなっております。

第2日、6月10日、火曜日、休会、常任委員会予定日。

第3日、6月11日、水曜日、休会、常任委員会予定日。

第4日、6月12日、木曜日、休会、常任委員会予定日。

第5日、6月13日、金曜日、休会、常任委員会予定日。

第6日、6月14日、土曜日、休日。
第7日、6月15日、日曜日、休日。
第8日、6月16日、月曜日、9時30分、本会議、一般質問。
第9日、6月17日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。
第10日、6月18日、水曜日 休会。
第11日、6月19日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問。
第12日、6月20日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会
となっております。

続きまして、議事日程を朗読いたします。

平成26年6月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年6月9日（月曜日）午前9時30分開議

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 | 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第6 | 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第7 | 議案第38号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 第8 | 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて |
| 第9 | 議案第40号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第1号） |
| 第10 | 報告第2号 平成25年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第11 | 請願案件 |

以上でございます。

中本衛議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第1

中本衛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

6番 入江 康仁君と、

7番 家崎 仁行君

のご両名を指名いたします。

日程第2

中本衛議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月9日から6月20日までの12日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月9日から6月20日までの12日間とすることに決定しました。

日程第3

中本衛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月3日に議会運営委員会が開催され、6月定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認等についてご報告申し上げます。

まず、提出議案についてであります。本定例会において提出され、受理した案件は、諮問2件、議案については第38号から第40号までの3件、報告案件が1件の合わせて6件であります。

また、請願1件を受理しております。

陳情書と要望書につきましては、町外からのものであるため議員の棚に配付しております。

また、急きょ、町長から追加議案が提出され、本日、開会前の議会運営委員会で受理することとなりましたので、追加日程として取り扱いたいと思います。

次に、一般質問についてであります。日程は3日間予定しておりますが、通告書を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくことになります。通告書の受付についてであります。本日、午前8時30分から受付を開始し、締め切りは午後5時までとなっています。

質問の内容については、具体的に記載することになっており、単なる質問事項のみで要旨が記載されていない通告書は受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、平成25年度普通会計の1月、2月、3月、4月、平成26年度4月分と、平成25年度水道事業会計の1月、2月、3月、平成26年度4月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会の開催についてであります。6月27日、金曜日、午前10時から紀北消防組合議会の開催、7月4日、金曜日、午前10時から紀北広域連合議会の開催という連絡を受けております。組合議会議員におかれましては、出席くださるようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告いたします。

次に、会議の服装についてであります。議会運営委員会での協議の結果、本年においても6月から9月まで、会議においてクールビズを実施することに決定しました。本会議については、上着を着装することとし、ノーネクタイとします。

なお、ワイシャツについては、華美なものは避けることをお願いいたします。

その他、委員会や全員協議会等の会議においては、クールビズを実施します。

また、議員バッジについては、本会議は着けることとし、その他委員会等では義務付けをしないこととします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

中本衛議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

報告は、平成25年度会計別決算の状況についてでございます。

お手元に配付いたしました資料をご覧ください。

この度、平成25年度における各会計別の決算額及び繰越額が決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。一般会計につきましては、歳入決算額が97億6,697万5,428円、歳出決算額が92億8,813万3,466円、差し引き4億7,884万1,962円が繰越額となり、このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源2,290万4,674円を差し引いた実質収支は4億5,593万7,288円となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰越額が8,378万3,463円、介護サービス事業特別会計の繰越額が1,323万621円、後期高齢者医療特別会計の繰越額は4万2,308円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入支出差引額が1,717万4,514円で、このうち消費税相当額の845万7,111円を差し引いた純利益は871万7,403円となりました。資本的収支では収入支出差引額が1億8,394万9,227円の不足となりましたが、この不足分を損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

以上、ご報告いたしまして、6月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

中本衛議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5・日程第6

中本衛議長

お諮りします。

日程第5と第6の2件については人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、直ちに本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、本案件2件については委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定しました。

日程第5 諮問第1号、日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

人事案件2件については、提案者から一括して提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件2件については、一括して提案者から提案理由の説明を求めらることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件について、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員の海山区引本浦406番地、田之上道夫氏が本年9月30日をもって任期満了となります。

同氏におかれましては、平成23年10月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。つきましては、青少年育成会議委員や民生委員としても活躍し、信頼が厚く人格識見にすぐれ、人権について理解と熱意をもっての活動が期待できる同氏を引き続き推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員の栗山文夫氏が本年9月30日をもって任期満了により退任されますので、後任として海山区相賀267番地5、稲葉澄子氏を推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

栗山氏におかれましては、平成23年10月に人権擁護委員に就任され、人権擁護委員として多大なご尽力を賜ってきたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。後任の稲葉氏におかれましても、教育関係に精通するとともに、地域社会に根ざした積極的な活動が期待できることから、適任であると判断したものであります。

人事案件は以上2件であります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上です。

中本衛議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で質疑を終わります。

中本衛議長

諮問案件に対し、議会として答申を求めるため、ここで9時55分まで暫時休憩といたします。

(午前 9時 45分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時 55分)

中本衛議長

これより、討論、採決に入ります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、諮問第1号については適任という意見を付して答申することに決定しました。

次に、日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、諮問第2号については適任という意見を付して答申することに決定しました。

日程第7～日程第9

中本衛議長

お諮りします。

日程第7 議案第38号から、日程第9 議案第40号までの3件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと

と思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、議案3件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきましてありがとうございます。

引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第38号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布されたことに伴い、紀北町税条例の一部を改正する必要性が生じたので、同日付けで紀北町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第40号 平成26年度紀北町一般会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ593万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ95億5,084万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、3件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

中本衛議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第38号についての内容説明を求めます。

脇住民課長。

脇俊明住民課長

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第38号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

議案書5ページをご覧ください。

議案第38号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の国民健康保険法施行令の改正につきましては、平成26年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯にかかる所得判定基準を改正するとともに、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講じるため、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことによるものでございます。

改正内容につきましては、1つ目は、国民健康保険料の軽減拡充でございます。国民健康保険料の算定方法につきましては、紀北町は4方式をとっておりまして、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の合計により、各世帯の保険料を決定しております。

その保険料の算定におきまして、所得の低い世帯については被保険者均等割、世帯別平等割に対しまして、所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減がかけられ、保険料が減額されますが、今回の改正は、この軽減のうち5割軽減及び2割軽減に対してでございます。被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については24万5,000円を乗ずる被保険者数の算定には、世帯主は含まれていませんでしたが、今回の改正で世帯主を含めることによって所得制限が拡大されるとともに、2割軽減の基準につきましては、被保険者に乗ずる金額を35万円から45万円に10万円引き上げて所得制限を拡大するものでございます。

2つ目の改正につきましては、国民健康保険料賦課限度額の見直しについてでございます。

すが、保険料のうち後期高齢者支援金等賦課額の限度額を14万円から16万円、介護納付金賦課額の限度額を12万円から14万円に引き上げるもので、医療分につきましては51万円のまま据え置いてございます。限度額につきましては、国民健康保険法施行令の改正に応じて年々引き上げてきておりますが、24年度からは据え置いている状況でございました。

6 ページをご覧ください。

附則でございますが、施行期日は、第1条関係におきましては、町民に利益が生じることから、本年4月1日に遡及適用するもので、第2条関係におきましては町民の負担が増えることとなりますので、周知期間も考慮いたしまして、1年後の平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

それでは、7ページの新旧対照表をご覧ください。

第34条第1項、2号、8行目、9行目のところでございますが、当該世帯主を除くという文言を削除するものでございます。

次に、第3号では、35万円を45万円に改正するものでございます。

9 ページをご覧ください。

第22条の12及び第34条第5項では、14万円を16万円に。

第6項では、12万円を14万円に改正するものでございます。

以上で、議案第38号についての内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中本衛議長

次に、議案第39号の内容説明を求めます。

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第39号について、ご説明させていただきます。

議案書11ページをご覧ください。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成26年6月9日提出

12ページをお願いします。

専決第1号

専決処分書

紀北町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成26年3月31日

紀北町長 尾上壽一

地方自治法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、紀北町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、同日に紀北町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

専決処分を行った内容につきまして説明させていただきます。

今回の改正は、主に法人住民税、法人税割の税率改正と軽自動車税の税率の改正などがございます。13ページから19ページは改め文でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

20ページをお願いします。

まず、第23条関係、町民税の納税義務者等につきましては、法人税法において、外国法人の恒久的施設が納税義務者として定義されたことに伴う改正であります。

続きまして、第33条第5項 所得割の課税標準につきましては、今回の改正に伴い引用する地方税法の条項を整理するためのものであります。

下段の34条の4、法人税割の税率につきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税、法人税割の一部が国税化され、地方交付税の原資とされることに伴い、町法人税割の税率12.3%から9.7%へ引き下げるための改正であります。

この条項の施行日は、平成26年10月1日となっております。

20ページの一番下の行から21ページをお願いします。

第48条関係、法人の町民税の申告納付につきましては、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う改正であります。

続きまして、第52条 法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の改正につきましては、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されたことに伴う改正であ

ります。

22ページをお願いします。

第57条、第59条の改正は、今回の改正に伴い、認定こども園の用に供する固定資産税と、小規模保育事業の用に供する固定資産税について、幼稚園、保育園と同様に非課税とする措置が定められことに伴う改正であります。

続きまして、第82条 軽自動車税の税率につきましては、税率の引き上げの改正であり、平成27年度以降、新たに取得される軽自動車税の税率を、同条第1号では、原動機付自転車につきましては、平成27年度分から税率を約1.5倍に引き上げたうえで、2,000円未満の税額を2,000円に引き上げるものです。

ア それにより原動機付自転車で排気量が50CC以下のものについては、1,000円から2,000円に。

2輪のもので、排気量が50CCを超えて90CC以下のものについては、1,200円から2,000円に。

2輪のもので、排気量が90CCを超えて125CC以下のものについては、1,600円から2,400円に。

3輪以上のものについては、2,500円から3,700円になります。

同条第2号 軽自動車及び小型特殊自動車並びに2輪の小型自動車につきましては、平成27年度分から、軽自動車と及び2輪の小型自動車の税率を、自家用乗用車は1.5倍に。その他の区分の車両にあつては、約1.25倍に、それぞれ引き上げる改正であります。

また、もっぱら雪上を走行するものの区分を削除するものであります。

ア それにより、2輪の軽自動車のものについては、2,400円から3,600円に。

3輪の軽自動車については、3,100円から3,900円に。

4輪の乗用のもので営業用については、5,500円から6,900円に。

4輪の乗用のもので自家用については、7,200円から1万800円に。

4輪の貨物用のもので営業用については、3,000円から3,800円に。

4輪の貨物用のもので自家用については、4,000円から5,000円に。

イ 小型特殊自動車につきましては、農耕作業用のものについては、1,600円から2,000円に。

その他のものについては、4,700円から5,900円になります。

2輪の小型自動車につきましては、4,000円から6,000円になります。

この条項の施行日は、平成27年4月1日となっています。

24ページをお願いします。

附則第4条の2 公益法人等に係る町民税の課税の特例につきましては、租税特別措置法改正に伴い、個人が公益法人等に財産を寄附した場合において、その寄附財産に係る譲渡益は非課税とされる改正であります。

続きまして、附則第6条関係につきましては、附則第6条及び27ページの附則第6条の2、並びに29ページ、附則第6条の3につきましては、総務省自治税務局長からの通知におきまして、条例から削除することが望ましいとされた、単に課税標準の計算の細目を定めていた条を削除したものであります。

30ページをお願いします。

附則第8条 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、適用期限を3年間延長する改正であります。

続きまして、附則第10条の2 法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、今回の改正により固定資産税の課税標準の特例について、条例によりその割合を定めるものであります。

第1項につきましては、汚水または廃液の処理施設を定めたものであります。

第2項及び第3項につきましては、指定物質排出抑制施設を定めたものであります。

第4項につきましては、公共下水道除外施設を定めたものであります。

第5項につきましては、雨水貯留浸透施設を定めたものであります。

第6項につきましては、管理協定に係る協定倉庫を定めたものであります。

第7項につきましては、浸水防止用施設を定めたものであります。

第8項につきましては、ノンフロン製品を定めたものであります。

31ページをお願いします。

附則第10条の3 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、不特定多数の者が利用する大規模な病院、旅館など、耐震改修が行われた一定の既存建築物に対する固定資産の減額措置に係る申告手続きを定めたものであります。

下段の附則第16条 軽自動車の税率の特例につきましては、平成28年度分から初めて新規登録を受けてから、13年を経過した3輪以上の軽自動車について、税率の概ね20%の上乗せを課す改正であります。それにより3輪の軽自動車については、3,900円から4,600円に。

4輪の乗用のもので営業用については6,900円から8,200円に。4輪の乗用のもので自家用については1万800円から1万2,900円に。4輪の貨物用のもので営業用については、3,800円から4,500円に。4輪の貨物用のもので自家用については5,000円から6,000円になります。この条項の施行日は平成28年4月1日となっています。

32ページをお願いします。

附則第17条の2 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長する改正であります。

33ページをお願いします。

附則第19条 株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、平成28年1月1日以後に、一般公社債等譲渡した場合における譲渡所得等については、申告分離課税の対象とされた改正であります。

下段の附則第19条の2 上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、平成28年1月1日以後に、特定公社債等を譲渡した場合における譲渡所得等については、申告分離課税の対象とされた改正であります。

34ページをお願いします。

附則第19条の3 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例につきましては、平成26年から平成35年までの10年間、専用の非課税口座における毎年100万円を上限とする新規購入分を対象に、その配当や譲渡益を最長5年間非課税となる改正であります。

34ページ、35ページをお願いします。

附則第21条関係 旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、旧民法第34条の社団法人及び財団法人から移行した移行一般社団法人等に係る非課税措置を廃止する改正であります。

36ページをお願いします。

附則第22条関係 附則第22条から39ページ附則第23条につきましては、今回の改正により東日本大震災に係る特例は、必ず条例によって定めなければならないことを除き、条例を削除する改正であります。

続きまして、40ページをお願いします。

附則第22条 個人の町民税の税率の特例等につきましては、今回の改正により条ずれを整備したものであります。

下段の附則につきましては、施行期日や経過措置について所要の整備を行ったものであります。

続きまして、45ページ、第2条関係を説明させていただきます。

2条関係につきましては、今回の改正に伴い引用する同法の条項を整理するためのものであります。附則の1条で、施行期日を定めています。

以上が、提出しました議案の内容説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

中本衛議長

次に、議案第40号の内容説明を求めます。

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第40号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

平成26年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収入支出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ593万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億5,084万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成26年6月9日提出

紀北町長 尾上 壽一

それでは、4ページをご覧ください。

債務負担行為の補正でございますが、各小学校、中学校分の教員用パソコン賃貸借契約につきまして、期間をそれぞれ平成26年度から平成31年度、限度額を小学校分は1,125万円、中学校分は562万5,000円として、債務負担行為を追加するものでございます。

続きまして、内容につきましては予算に関する説明書で、歳入からご説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第14款県支出金、第3項委託金、第8目教育費委託金70万円の増額は、教育費の子ども支援ネットワーク事業にかかるものでございます。

第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金は103万5,000円を増額し、2億1,098万2,000円とするもので、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

第19款諸収入、第5項及び第6目雑入は420万円を増額し、7,102万円とするものでございます。コミュニティ助成事業助成金は教育費の文化振興事業に充当するものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきますので、8ページをご覧ください。

第9款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費は70万円を増額し、287万7,000円とするものでございますが、子ども支援ネットワーク事業が県に採択されたことに伴い、予算計上するものでございます。

続いて、9ページの第5項社会教育費、第1目社会教育総務費は523万5,000円を増額し、1億77万7,000円とするものでございますが、情報学習推進事業として学習センターエアコン取り替え工事費43万6,000円、文化振興事業は白浦大白祭に使用する、だんじりの車輪の製作にかかる経費及び海山芸能道場賀楽多の太鼓の整備にかかる経費への補助金420万円、多目的会館管理運営事業は3階調理室天井張り替え等の経費として59万9,000円でございます。

以上で、平成26年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

中本衛議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は議長が宣告した議題について、3回以内となっております。委員会での審査は十分できますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただくよう、ご配慮をお願いいたします。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

日程第7

中本衛議長

日程第7 議案第38号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

12番 松永議員。

12番 松永征也議員

第1条関係ではですね、低所得者に対する、その保険料の軽減措置の拡大ということなんですけども、34条の2号の改正についてはですね、応益割5割の軽減所帯について、該当所帯主を除くということなんです。これについてはですね、ご説明では、所帯主を含めることになったということですね。

いわゆる、私は単身所帯についても対象とするということにしたというふうに理解をしておるわけなんですけども、この措置によってですね、何所帯ぐらいが軽減措置の対象になる見込みなのか。見込みで結構なんですけども、お聞きをいたします。

それから、第3号の改正なんですけども、これは2割軽減の所帯の軽減判定所得の基準額をですね、これまで基礎控除を33万円プラス25万円であったのを45万円に、10万円引き上げるといことなんですけども、この措置についてもですね、軽減所帯の拡大につながるわけですね。このことにつきましてもですね、対象は何所帯ぐらいある見通しなんか、お聞きをしたいと思います。

それから、第2条関係なんですけども、こちらのほうはですね、賦課限度額の引き上げでありますけども、ご説明では平成24年度から据え置いているということなんですけども、後期高齢者支援分が14万円から16万円に、それから介護納付金分が12万円から14万円に、合わせて年間4万円増えるわけですね。医療費分についてはそのままということでしたが、そうしますと、この3つの分に合わせますとですね、総額で保険料の年額はいくらになるのか。そしてまた限度額を超える所帯はですね、何所帯ぐらい見込まれるのか、お聞きをしたいと思います。

中本衛議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

すみません。順番にお答えさせていただきます。

まず、5割軽減の対象者でございますが、本算定が7月ということで、今年の数字はまだちょっと出せないんですけども、去年の7月本算定時の数字で申し上げます。医療分と後期支援分の対象者で158世帯、397人です。それから介護分で97世帯、128人でございます。

それから、2割軽減の対象者でございますが、これも昨年7月本算定時の時点でございますが、医療分と後期支援分で413世帯、763人、介護分で242世帯、313人でございます。

それから、限度超過の世帯でございますが、後期支援分につきましては58世帯、それから介護分につきましては76世帯でございます。以上でございます。

中本衛議長

12番 松永君。

12番 松永征也議員

総額でいくら。3つ合わせた、保険料の。それがちょっと漏れていたと思うんですが。

中本衛議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

昨年度の総額でよろしいでしょうか、はい。

保険料収入総額が4億4,000。

中本衛議長

先ほどの質問では3つ合わせた1人当たりの金額ということなんですが。

中本衛議長

松永議員。

12番 松永征也議員

私の見込みというんか、調べたところによるとですね、医療費分があれですね。51万円でしょう、限度額が。そうしますと81万円になるわけですね、年額。そうしますと、月額で6万7,000円ぐらいの保険料の負担になるわけですね。大変だと思います。

それからですね、もう1点お聞きしたいと思います。施行日のことなんですけどね、1条と2条で施行日が違うわけですね。その軽減関係は今年度から、この4月から。それら限度額の引き上げは来年度からということで1年ズレるんですけど、これの理由なんですけども、ご説明では限度額の引き上げについては周知期間を設けてという説明であったわ

けなんですけども、この理由についてですね、施行令に基づくものなのか、それとも紀北町独自でね、軽減は早めて、それから賦課限度額引き上げを1年遅らすという、町独自の措置なんか。そのことについてお聞きいたします。

中本衛議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

議員、おっしゃるとおり1年後の施行につきましては、町独自の制度でございます。

中本衛議長

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第8

中本衛議長

次に、日程第8 議案第39号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で質疑を終わります。

日程第9

中本衛議長

次に、日程第9 議案第40号 平成26年度紀北町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑については分割しませんので、歳入歳出についての質疑となります。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

12番 松永君。

12番 松永征也議員

4 ページの債務負担行為なんですけどもね、債務負担行為の設定はですね、後年度にね、負担を回すということで、慎重にやらなければいけないことでもあります。本町はご承知のようにですね、合併10年間は特例措置で国、県から支援をいただけてきましたけども、あと1年ですわね。28年度からは地方交付税が算定替えの措置から一本算定のほうへ段階的に移行されるわけですね。

そうしますと、年間1億円ぐらいずつ交付税が減っていく見込みでありますし、また、それに加えてですね、人口の減少もありますので、5年後にはですね、6億円ぐらいの正味財源が減っていくんじゃないかという気がいたしております。

このようなことからね、後年度へ負担を回すというようなことは、できるだけ避けなければいけないと思っておるわけなんですけども、役場の職員の使用するパソコンについてはですね、現金購入しておると思うんですけども、なぜこの教員用のパソコンについてはですね、賃貸借でいくのかね、その理由をお聞きいたします。

中本衛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

リース契約いたしましたのは、予算ヒアリングの中でも、そのとき単年度購入する費用の捻出が難しいということで、リース契約にさせていただいております。

中本衛議長

12番 松永征也君。

12番 松永征也議員

総額にしてですね、1,700万円ぐらいの金額ですわね。入札によって、現金で買えばですね、安くも買えるし、それから性能も良くなって保証期間もあるわけですね。これこそ旧態依然な扱いではないかという気がいたします。

それから、もう1点お聞きをいたしますけども、この限度額では期間と、限度額いくらだけしか記載されておらんわけですね。財源内訳なんかが書かれておらんわけですね。年

度以降の支出予定額に関する調書、これは作成してですね、議会の審議のために資料として提出することになっておると思うんですが、これが後ろに付いてないわけですね。なぜなのでしょう。

中本衛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

今回は新規ですので、こちらの債務負担行為補正の中、第2表でご協議いただいております。

それでまた、確定した翌年度からは調書のほうに記載されます。

中本衛議長

財源内訳等の資料等はどんなふうになっておるかということ。

(「整理のため、ちょっと時間いただけますか」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

ここで、整理するために暫時休憩いたします。

10時55分まで。

(午前 10時 44分)

中本衛議長

休憩前に引き続きまして、会議を進めます。

(午前 10時 55分)

中本衛議長

ただいまの質疑についての答弁を求めます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

川端議員。

15番 川端龍雄議員

ただいま、休憩前にですね、やはり休憩するんなら、答弁者をね、こうこう事情で答弁できないというようなことで、しばらく待ってくれというようなことにおいて休憩するならええけど、答弁者が誰かわからないような状態でね、我々休憩しても、どういうふうなことで、何の意味で休憩するんかわかりませんのでさね、その辺も少し議事の進行、上手にやっていただきたいと思います。

中本衛議長

そのようにして議事はからっていきますので、よろしくお願いします。

じゃ、答弁求めます。

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

大変、申し訳ございませんでした。債務負担行為の調書につきましては、当初予算に説明資料として添付させていただいております。

それで、今回の補正につきましては、説明資料としては添付させていただいておりませんが、後日、ちょっと配付させていただきたいと思います。どうもすみませんでした。

それで、財源につきましては一般財源でございます。以上です。

中本衛議長

12番 松永議員。

12番 松永征也議員

了解はいたしますけどもね、前にもね、このようなことがありましたもんで申し上げますけどもね、町民のために執行部も緊張感を持ってね、取り組んでいただきたいと、以上です。

中本衛議長

今、松永議員からそのような指摘もございましたので、今後、十二分気をつけていただきますようお願い申し上げます。

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で質疑を終わります。

中本衛議長

次に、報告案件に入ります。

報告第2号について、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、1件の報告案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第2号 平成25年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります、平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）及び同会計補正予算（第8号）でご可決いただいた繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、総額9,193万6,674円を、平成26年度に繰り越すものとする繰越計算書を調整いたしましたので、議会に報告するものでございます。

以上、1件の報告につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、財政課長に説明をいたささせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

中本衛議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

続いて、内容説明を求めます。

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

それでは、報告第2号をご説明させていただきますので、議案書の46ページをご覧ください。

報告第2号 平成25年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）第2条及び平成25年度紀北町一般会計補正予算（第8号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成26年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、47ページの平成25年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書により、ご説明させていただきます。

この繰越明許費につきましては、平成25年12月議会定例会、一般会計補正予算（第7

号)及び本年3月議会定例会、一般会計補正予算(第8号)により繰り越しをお認めいただいたものでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成26年度に繰り越した経費について、繰越計算書を調製しましたので報告するものでございます。

繰越計算書の款、項、事業名、一列飛ばして翌年度繰越額の欄をご覧ください。

繰越明許費により平成26年度に繰り越した事業は、第3款民生費、第1項社会福祉費では、障害者介護・訓練等給付事業で729万円でございます。

第3項児童福祉費では、子ども子育て支援事業計画策定事業で896万4,000円でございます。

第5款農林水産業費、第2項林業費では、森林環境創造事業で500万円でございます。

第3項水産業費では、海岸保全施設整備事業で4,500万円でございます。

第6款商工費、第1項商工費では、道の駅マンボウ管理事業で600万円、道の駅海山管理事業で600万円でございます。

第7款土木費、第3項河川費では、急傾斜地崩壊対策事業で1,358万114円でございます。

第4項港湾費では、港湾施設整備事業負担金で10万2,560円でございます。

以上、合計といたしまして9,193万6,674円を、平成26年度に繰り越すもので、その財源につきましては、未収入特定財源として国県支出金5,001万4,000円と、地方債の800万円、その他の1,101万8,000円で、一般財源は2,290万4,674円でございます。

以上で、報告第2号 平成25年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

中本衛議長

以上で、報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

これから、質疑を行います。

日程第10

中本衛議長

日程第10 報告第2号 平成25年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で質疑を終わります。

これで、報告案件についての質疑は終了し、聞き置くこととします。

日程第11

中本衛議長

次に、日程第11 請願案件を議題とします。

お手元に配付の請願文書表のとおり、請願 1 件をここに受理することとし、別紙請願文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

議会事務局長。

谷吉希議会事務局長

請願文書表を朗読いたします。

平成26年 6 月 紀北町議会定例会

平成26年 6 月 9 日

請願文書表

受理番号 請願第 2 号

受理年月日 平成26年 5 月 29 日

件名 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願書

請願の趣旨

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学び、自由に手話を使い、更には手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を国へ提出していただけるよう求めます。

請願者の住所及び氏名 三重県津市桜橋 2 丁目 131 番地

一般社団法人三重県視聴覚障害者協会

会長 深 川 誠 子

紹介議員氏名 東 貴雄 太田哲雄

付託委員会 教育民生常任委員会

以上でございます。

中本衛議長

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することになりましたので、ご報告申し上げます。

中本衛議長

ここで、追加日程を配付しますので、この場で暫時休憩します。

ここで、追加議事日程及び委員会付託表を配付させていただきます。

(午前 11時 05分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午前 11時 08分)

中本衛議長

もう一度お願いします。

谷吉希議会事務局長

社団法人名が間違っておりましたので、一般社団法人 三重県聴覚障害者協会です。先ほど視聴覚障害と申しましたので、聴覚障害者協会に訂正させていただきます。以上です。

中本衛議長

15番 川端議員。

15番 川端龍雄議員

ここに書いてある。視聴覚って。取り消さなんたら。もう一回聞くけど、これに書いてある。視聴覚って。これを訂正するのか。

中本衛議長

原本には聴覚になっております。視が抜けております。原本のほうはね。そのままですと、聴覚障害者となっておりますので、この請願文書表のほうには視を入れていただきますので、それを削除するというので、はい。そのように。

事務局長、改めて。

谷吉希議会事務局長

先ほどの請願文書表で、一般社団法人 三重県視聴覚障害者協会と申し上げましたが、正しくは一般社団法人 三重県聴覚障害者協会でございます。以上のように訂正させていただきます。以上です。

中本衛議長

よろしいですね。

それでは、ただいま配付しました1件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、この案件については日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1

中本衛議長

議案第41号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてを議題とします。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に追加上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第41号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてで

ありますが、三浦及び矢口漁港の海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託したいことから、委託事業契約の締結が紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定される契約にあたりますので、議会の議決を求めるものでございます。

議案につきましては、提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、農林水産課長に説明をいたさせます。審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

中本衛議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

続いて、内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

それでは、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第41号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について
次のとおり委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成26年度分）
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約の金額 1億815万円
うち三浦漁港海岸分1億500万円
うち矢口漁港海岸分315万円
4. 契約の相手方 津市広明町13番地

三重県知事 鈴木英敬

平成26年6月9日提出

紀北町長 尾上 壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託することから、三重県と三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

今回、提案させていただいております委託契約につきましては、平成26年度予算にかかる事業を三重県に委託するための契約を締結するにあたって、議会の議決が必要となるものでございます。

今回、提案させていただいております契約につきましては、事業費ベースで三浦漁港海岸につきましては1億円、矢口漁港海岸につきましては300万円となっております。委託契約につきましては、この額に5%の事務費を加えた額といたしまして、先ほど申し上げましたとおり、三浦漁港海岸につきましては1億500万円、矢口漁港海岸につきましては315万円で、三重県と契約を行うものでございます。

矢口漁港海岸分につきましては、平成26年度においては用地補償を主体とした事業を予定しております。用地補償にかかる部分につきましては、今年度から三重県土地開発公社へ用地取得支援業務を委託することとなりました。そのため、三重県への委託事業契約には用地補償費は含まれてございません。用地補償費等を含んだ事業費ベースといたしましては、矢口漁港海岸につきましては2,000万円となるものでございます。

また、今回の契約にかかる予算につきましては、去る平成26年3月議会においての平成26年度紀北町一般会計予算にて予算計上をし、議決をいただいたものでございます。

三浦漁港海岸につきましては予算額1億8,503万6,000円、矢口漁港海岸につきましては予算額4,562万4,000円となっております。予算額と事業費との差につきましては、国への要望額に対し予算付けがこれに至らなかったものでございますが、引き続き要望等を行い、事業の進捗を目指していきたいと考えておりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

議案書2ページをご覧ください。

上の表が平成26年度における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県へ委託する部分の委託事業契約における契約額の内訳でございます。

まず、三浦漁港海岸でございますが、事業費が1億円、事務費が500万円ございまして、合計が1億500万円となっております。

矢口漁港海岸につきましては、事業費が300万円、事務費が15万円ございまして、合計が、315万円となっております。

続きまして、下の表の事業費概要でございます。

まず、三浦漁港海岸でございます。平成26年度の三浦漁港海岸につきましては、堤防工と用地補償を予定しております。堤防工といたしまして、堤防本体工1,100万円、堤防基礎工8,180万円、工事用道路等をはじめとする仮設工600万円、用地費といたしまして120万円、合計といたしまして1億円を見込んでございます。

矢口漁港海岸につきましては、水門にかかる工事として300万円を見込んでおります。これにつきましては、現在施工を行っております平成25年度繰越工事の白越地区の水門本体工事との合作発注を予定してございます。

次に、施行期間でございます。施行期間につきましては、議決の日から平成27年3月31日までを予定しております。

続きまして、議案書3ページの資料をお願いいたします。

この資料は、先ほどご説明申し上げました三重県への委託部分に加え、三重県土地開発公社等への委託を含めた全体事業を表わした資料でございます。上の表は三浦漁港海岸でございまして、すべて三重県への委託でございます。

下の表は矢口漁港海岸分でございます。事業費といたしまして2,000万円を予定してございます。その内訳といたしまして、三重県へ委託する水門工300万円、三重県土地開発公社へ委託する積算業務500万円、これは補償物件等の積算を行う業務でございます。用地費400万円、補償費800万円につきましては、その支出を委託せず、町から直接お支払いするものとして委託は行いませんが、その取得に要する支援業務を三重県土地開発公社へ委託するものでございます。これらを合わせた額として2,000万円の事業を予定してございます。

また、事業費とは別に用地取得支援にかかる斡旋業務事務委託料として、三重県土地開発公社へその業務を委託するものでございます。また、取得する用地の分筆等を三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会へ委託を予定してございます。

これら事業費と合わせ、平成26年度事業として2,397万円を予定してございます。下の表につきましては、これらの事業費、事務費の合計を示させていただいております。三浦漁港海岸、矢口漁港海岸の合計といたしまして1億2,897万円を予定してございます。

続きまして、4ページの三浦漁港海岸の平面図をご覧ください。

平成26年度の予定箇所につきましては、図面左の赤色で着色した部分の堤防工34メートルと、図面右側の堤防工の基礎工70メートルを予定してございます。合わせて図面向かって右側の赤色で着色している部分の用地を取得しようとするものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

堤防改修計画の標準断面図でございます。一部基礎工のみの箇所もございますが、赤色で着色した堤防本体工を平成26年度に行うものでございます。

続きまして、矢口漁港海岸でございます。6ページ、矢口漁港海岸の全体平面図をご覧ください。矢口漁港海岸につきましては、先ほど申し上げましたとおり、用地取得を優先して行うこととして、今年度は用地費と図面右側の赤色で着色している部分の白越地区水門工を、平成25年度繰越工事と合わせて行うこととしております。

続きまして、7ページをご覧ください。

白越地区水門の改修計画の縦断図と横断図でございます。現在、本体工事を平成25年度繰越工事として発注しておりますが、これと合わせて施工を行う予定で準備を進めてございます。また、水門の扉等につきましては製作が完了してございます。

議案第41号についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

中本衛議長

以上で、提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

1点だけ、用地取得に120万円計上されてますね。平米数は132平米ということで、それに事務費が500万円かかっておるわけですね。だから分筆なんかするときに、かなりお金が要るわけですね。だから用地を120万円で取得して132平米ね。そして500万円が事務費、その500万円の事務の中で、取得するのにですね、これ県がするんでしょうけども、測量して、その辺のところはいくらかかっておるんですか、その辺のところのご説明をお願いします。

中本衛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

この三浦漁港海岸における用地につきましては、三重県に委託を予定してございます。500万円の事務費と申し上げますのが、事業費1億円、工事発注等に要する事務費が含まれております。その中のごく一部の部分で、用地の取得ということになるかと思っております。この部分ですと、用地測量等につきましては、もうすでに終わってございまして、その用

地測量等に要する費用は事務費の中には含まれてございません。

この中で、事務費の中で用地を取得する費用として必要なものとしては、分筆に要する費用ということになってございます。となりますと、500万円のうちのわずかな金額をこの用地取得に要する費用ということになります。以上でございます。

中本衛議長

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

そういうね、答弁は困るんですよ。500万円の中の、これ分筆というのはね、ものすごくお金がかかるんですよ。10坪のやつを分筆しても、私経験でありますけどね。だから132平米を買うわけでしょう、120万円で。手元に資料なければ結構ですわ。産建の委員会でもんでもうたらいいですから。答えられるんやったら答えてください。

中本衛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

先ほど申し上げましたのがですね、確かに議員おっしゃられますとおり、分筆一筆を分筆するのに、数十万円単位の費用がかかってこようかと存じます。ただ、今回の場合はですね、その測量に要する費用につきましては、この事務費の中の支出ではなく、測量試験費の中の支出で、すでに済んでおります。ですので、今回、この取得に要する直接的に要する費用といたしましては、分筆の登記手数料の部分でございます。登記手数料の部分のみとなりますと、そういう数十万円単位の金額ではなくて、もっと低いものというふうに考えてございます。以上でございます。

中本衛議長

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

これ大変堤防、防潮堤のことでね、非常に難しいんですけどね、これが所有者は町になるんですか、県になるんですか、その辺の答弁。

中本衛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸とも漁港管理者は町でございます。

したがいまして、町のものというふうになります。以上でございます。

中本衛議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

本日議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙、委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

1 番 奥村仁君。

1 番 奥村仁議員

議事進行でお願いします。

教育民生常任委員会の付託表の中に、請願案件が入ってないんですけどもよろしいですか、こちらに関しては。

中本衛議長

それは先ほどの委員会付託には教育民生常任委員会に請願文書表で付託すると謳っておりますので、自ずと自動的にそのように付託されます。

そういうことでございますので、はい。

中本衛議長

ここで、暫時そのまま休憩したいと思います。

各常任委員長さん、ちょっとご相談ございますので、よろしくお願ひします。

(午前 11時 29分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午前 11時 29分)

中本衛議長

なお、付託案件の審査については、本日9日、月曜日は、総務財政常任委員会と産業建設常任委員会の開催であり、12日、木曜日は教育民生常任委員会の開催となります。委員会の運営については各委員長において取り計らいくださるようお願いいたします。

中本衛議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時 30分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成26年9月4日

紀北町議会議員 中本 衛

紀北町議会議員 入江康仁

紀北町議会議員 家崎仁行